

社宅使用契約書

NPO法人日南こども食堂（以下、「甲」という。）と、山下賢太（以下、「乙」という。）は、甲の所有する宮崎県日南市油津3丁目6番地21号 所在のNPO法人日南こども食堂社宅（以下「本件社宅」という）の使用に関し、以下の通り契約する。

第1条（入居の許可）

甲は、乙に対し、令和2年7月1日より、乙が甲の正会員となることを条件に本件社宅の使用を認め、これに関する使用料は請求しないものとする。ただし、使用に伴って発生する電気、水道等の光熱費、自治会費等は乙が負担する。

2 本契約は1年ごとの更新とする。

3 乙は、善良な管理者の注意義務をもって本件社宅を使用しなければならない。

第2条（禁止事項）

乙は、社宅の使用に関し、以下の事項を行ってはならず、乙がこの禁止事項に違反した場合には、甲は、乙に対して本件社宅の退去を命じることができる。

- ① 本件社宅の現状を甲の許可なく変更すること
- ② 乙の家族以外の者を入居させること
- ③ 動物を飼育すること
- ④ 社員としての義務を怠ること

第3条（損害の補填）

乙又は乙の家族が、故意又は過失によって本件社宅を毀損、損壊するに至った場合には、乙の責任により修復するものとする。

第4条（退去）

次の場合、乙及び乙の家族は、30日以内に本件社宅を退去しなければならない。

- ① 乙が甲を退会した場合
- ② 甲が乙に対し、第2条を根拠に本件社宅の退去を命じた場合

第5条（明渡）

前条によって、乙が本件社宅を退去する際には、乙は、本件社宅のすべての財産及び本件社宅敷地内に乙の搬入した財産を引き上げ、本件社宅につき、経年的な変化を除いた入居当時の状態を回復しなければならない。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和2年 月 日

甲

住所 宮崎県日南市

NPO法人 日南こども食堂

代表者

乙

住所 宮崎県日南市

氏名

乙の連帯保証人

住所

氏名